

労働災害の現状

- 令和5年労働災害発生状況の分析 -



大町労働基準監督署

* 目 次 *

大北・安曇野地区における第14次労働災害防止推進計画	P1
----------------------------	----

労働災害の発生状況	P3
-----------	----

第1表 令和5年業種別労働災害発生状況	P3
第2表 令和5年事故の型別・業種別・労働災害発生状況	P4
第3表 令和5年起因物別・業種別・労働災害発生状況	P5
令和5年 労働災害発生状況の特徴	P6

労働災害の推移・全産業傾向	P7
---------------	----

第1図 死傷災害と死亡災害の推移	P7
第2図 業種別労働災害の推移	P7
第3図 事故の型別発生状況	P8
第4図 起因物別発生状況	P8
第5図 年齢別発生状況	P9
第6図 経験期間別発生状況	P9
第1表 地域別業種別発生件数	P9
第7図 事業場規模別発生状況	P10
第8図 主な事故の型・起因物別発生状況	P10
第9図 月別・事故の型別発生状況	P11
第10図 時間別発生状況	P11

プレス機械・木材加工用機械災害発生状況	P12
---------------------	-----

第1図 プレス災害の推移	P12
第2図 木材加工用機械災害の推移	P12
第1表 令和5年中に発生した木材加工用機械災害の内訳	P12

職業性疾病・健康診断結果	P13
--------------	-----

第1図 業務上疾病発生状況の推移	P13
第2図 主な項目別有所見率の推移	P13

業種別労働災害の傾向と問題点	P14
----------------	-----

製造業	P14
林業	P15
建設業	P16
運輸貨物業	P17
卸売業又は小売業	P18
保健衛生業	P19
接客娯楽業	P20

付録

労働安全衛生行政関係ホームページ	P21
事故の型分類表	P22
死亡災害事例	P23

注記

本書のグラフ・表について特別のことわり書きのないものはすべて、令和5年1月1日～令和5年12月31日に大町労働基準監督署管内(大町市・安曇野市(旧明科町の区域を除く)・松本市のうち旧梓川村の区域・北安曇郡全域)で発生した休業4日以上労働災害(新型コロナウイルス感染症のり患によるものを除く)の統計数値を表します(令和6年1月末現在)。

大北・安曇野地区における第14次労働災害防止推進計画

～誰もが安全で健康に働くことができる職場を実現するために～

1日も早く労災による死亡者を、悲しみをゼロにし、働く人一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現に向け、本計画を策定

重点事項ごとの具体的取組

計画期間：2023年度から2027年度までの5か年

事業者による取組状況等に関する「アウトプット指標」（【 】で記載）と、取組により期待される結果に関する「アウトカム指標」を定め、実施状況を確認等しつつ計画を推進

1 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価される環境の整備
災害情報の分析機能の強化や分析結果の効果的な周知
労働安全衛生におけるDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進

2 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

ハード面とソフト面での取組の促進等【転倒災害防止対策実施事業場割合 30%以上増】
（対象業種）小売業、社会福祉施設、飲食店、旅館業、ビルメンテナンス業、食料品製造業
非正規雇用労働者を含む全ての労働者について、2024年4月施行の改正労働安全衛生規則に対応した雇入時や作業内容変更時の事業者による安全衛生教育を徹底
介護作業等のノーリフトケア導入推進【腰痛予防の取組状況を向上】
冬季特有の労働災害防止対策の推進【対策実施事業場割合 10%以上増】

[アウトカム] 増加が見込まれる60歳以上の転倒の死傷年千人率 増加に歯止め
転倒による平均休業見込日数 前期5か年比で減少
増加が見込まれる社会福祉施設の死傷者数 前期5か年比 +15人以内に抑制

3 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

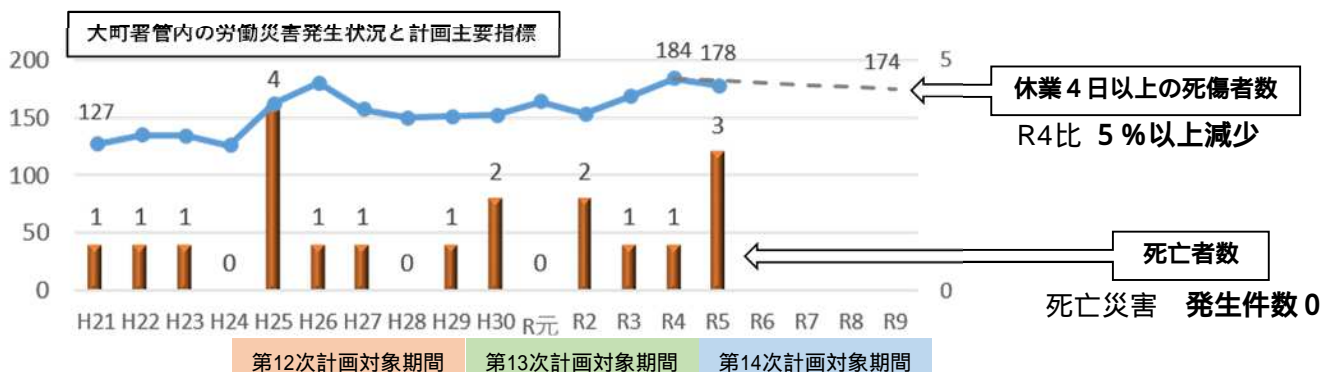
・高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく対策の推進【ガイドラインの認知度と取組状況を向上】

[アウトカム] 増加が見込まれる60歳以上の死傷年千人率 増加に歯止め

4 多様な働き方等に対応した労働災害防止対策の推進

テレワークガイドラインや副業・兼業ガイドラインに基づく取組を推進
外国人労働者に対し母国語マニュアル等による安全衛生教育や健康管理を推進
【母国語教材や視聴覚教材などで安全衛生教育を行う取組状況を向上】
労働者ではない働く者について法令に基づく安全衛生対策を徹底
障害者の障害の種類や程度に応じた安全衛生対策を推進

[アウトカム] 外国人労働者の死傷年千人率 10%以上減少



5 業種別の労働災害防止対策の推進

陸上貨物運送事業対策（墜落・転落を重点とし、荷役作業時の5大災害防止をはじめ「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を推進）【荷主、配送先、元請事業者等による関係措置の実施割合 10%以上増 等】

建設業対策（労使による**基本的安全措置の徹底**、**リスクアセスメント**に基づく取組の推進）【工事計画・設計段階での実施事業場割合 10%以上増 等】

製造業対策（労使による**動力機械の災害防止3原則**の徹底、**リスクアセスメント**に基づく取組の推進）【実施事業場割合 10%以上増】

林業対策（長野局伐木作業チェックリスト等活用し、伐木等作業の**安全ガイドライン**の措置を推進）【**裂け上がり防止措置** 実施状況の向上】

索道業対策（冬季の転倒災害を中心とした労働災害対策、未熟練労働者への安全衛生教育の徹底）

その他の業種対策（飲食店、旅館業、農業、ビルメンテナンス業等）

[アウトカム]



陸上貨物運送事業 死傷者数 **5%以上減少**
建設業 死亡者数 **0人**
製造業 動力機械によるはさまれ・巻き込まれ死傷災害 **年間10人未満**
林業 死亡者数 **0人**

6 労働者の健康確保対策の推進

メンタルヘルス対策（小規模事業場を含むメンタルヘルス対策の一層の推進）

【50人未満事業場 対策に取り組む割合^{注1} **10%以上増加**】

【50人以上事業場 対策に積極的な割合^{注2} **5%以上増加**】

過重労働対策

- ・健康診断後の医師からの意見聴取実施の徹底
- ・年次有給休暇の取得促進や勤務間インターバル制度導入など労働時間等設定改善

産業保健活動の推進（THP指針、治療と仕事の両立支援を含む）

- ・長野産業保健総合支援センター活用促進【センターの認知度 90%以上】

[アウトカム]



勤務問題の悩みが相談できていると感じる人の割合 **増加** 等

7 化学物質等による健康障害防止対策の推進

化学物質対策（リスクアセスメントに基づく措置）【実施事業場割合 20%以上増加】

石綿、粉じん対策

- ・石綿事前調査の適切な実施を徹底するため、店社や現場への立入強化
- ・第10次粉じん障害防止対策の推進（呼吸用保護具の使用の徹底や適正な使用の推進等）

熱中症、騒音対策【暑さ指数把握の建設業の事業場割合 **増加**】

- ・熱中症による死亡者の撲滅、騒音障害防止のためのガイドラインに基づく措置の推進

電離放射線対策（改正電離則に基づく医療従事者の被ばく線量管理等）

[アウトカム]



化学物質災害 前期5か年比で**減少**
増加が見込まれる**熱中症死傷者数** 前期5か年比で**減少**

石綿、粉じんや電離放射線による健康障害防止対策については、関係法令を遵守し、着実に措置を実施することを重点としたところ、法令を遵守することは当然のことであり、指標として評価することはない。

（注1,2）注1については以下の～のうち1項目以上、注2は以下の～のうち4項目以上に取り組む事業場を指す（第13次計画までと同じ）。

衛生委員会等での調査審議、心の健康づくり計画の策定、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、労働者への教育研修の実施、管理監督者への教育研修の実施、労働者からの相談体制の整備、職場復帰支援体制の整備、ストレスチェックの実施

労働災害の発生状況

<表 1> 令和5年(1月1日～12月末日)業種別労働災害発生状況(統計値)

大町労働基準監督署

業 種	区 分	休業4日以上の死傷者数				対前年同期比 増減率	
		令和3年	令和4年	令和5年	対前年増減		
製造業	食 料 品 製 造 業	19	22	13	9		
	織 維 ・ 織 維 製 品 製 造 業		2		2		
	木 材 ・ 木 製 品 製 造 業	2	2	3	1		
	パ ル プ ・ 紙 ・ 紙 加 工 品 ・ 印 刷 製 本 業	1	3	1	2		
	化 学 工 業	2	2	(1) 3	1	1	
	窯 業 ・ 土 石 製 品 製 造 業		1	2	1		
	鉄 鋼 ・ 非 鉄 金 属 製 造 業			1	1		
	金 属 製 品 製 造 業	4	2	7	5		
	一 般 機 械 器 具 製 造 業	4	3	6	3		
	電 気 機 械 器 具 製 造 業	8	6	8	2		
	輸 送 用 機 械 器 具 製 造 業	2	1		1		
	電 気 ・ ガ ス ・ 水 道 業	1	1		1		
	そ の 他 の 製 造 業	2	2	2			
	小 計	45	47	(1) 46	1	1	2.1%
鋳 業			1		1	100.0%	
建設業	土 木 工 事 業	(1) 12	6	4	2		
	建 築 工 事 業	15	6	5	1		
	う ち 木 造 建 築 業	10	3	3			
	設 備 工 事 業	4	8	5	3		
小 計	(1) 31	20	14	6		30.0%	
運輸貨物業	道 路 貨 物 運 送 業	10	(1) 16	12	1	4	
	そ の 他 の 交 通 運 輸 業	8	3	6	3		
	陸 上 貨 物 取 扱 業	1	1		1		
小 計	19	(1) 20	18	1	2	10.0%	
林 業		3		2	2	-	
その他の事業	卸 売 業 又 は 小 売 業	23	41	33	8		
	保 健 衛 生 業	14	17	16	1		
	旅 館 業	8	9	7	2		
	飲 食 業	1	2	3	1		
	そ の 他 接 客 娯 楽 業 (ゴ ル フ 場 等)	4	5	7	2		
	清 掃 ・ と 畜 業	2	2	3	1		
	ピ ル メ ン テ ナ ン ス 業	1	2	(1) 1	1	1	
	上 記 以 外 の 業 種	14	18	(1) 28	1	10	
小 計	67	96	(2) 98	2	2	2.1%	
合 計		(1) 165	(1) 184	(3) 178	2	6	3.3%
死 亡 者 数		1	1	3	2		

(注)1. ()書きは、死亡者数で死傷者数の内数である。 2. 単位:人 3. 新型コロナウイルス感染症のり患による労働災害を除く。

労災隠しは犯罪です! 「労働者が業務中等に負傷し、又は中毒や疾病にかかったことにより、死亡もしくは休業を要した場合」、労働安全衛生法により事業者には「労働者死傷病報告」の提出が義務付けられております。遅滞なく、様式第23号「労働者死傷病報告」を所轄労働基準監督署長へ提出しましょう。

令和5年 労働災害発生状況の特徴

令和5年まとめ

全体的傾向

- ・ 労働災害による死亡者は3人であり、前年と比べて2人増加した。
- ・ 休業4日以上労働災害による死傷者数は178人であり、前年と比べて6人、率にして3.3%減少した。

業種別傾向

- ・ 死傷者数の多い順(中分類)では、「卸・小売業」(33人・対前年比8人減少)、「保健衛生業」(16人・対前年比1人減少)、「食料品製造業」(13人・対前年比9人減少)となった。
- ・ 「道路貨物運送業」は、対前年比4人、率にして25.0%減少し、12人となった。
- ・ 大分類では、「製造業」が対前年比1人、率にして2.1%減少し、46人となった。また、「建設業」が対前年比6人、率にして30.0%減少し、14人となった。

事故の型別傾向

- ・ 「転倒」災害の死傷者数は54人であり、事故の型別にみると最も多く、全体の30.3%を占めている。
- ・ 「転倒」災害は、対前年比18人、率にして25.0%減少した。
- ・ 「動作の反動・無理な動作」の死傷者数は28人と、対前年比で6人、率にして27.3%増加した。件数も「転倒」災害に次いで多く、全体の15.7%を占めている。
- ・ 「墜落・転落」災害による死傷者数は25人と、対前年比で3人、率にして10.7%減少した。
- ・ 「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数は25人と、対前年比で4人、率にして19.0%増加した。

起因物別傾向

- ・ 起因物別に死傷者数を見ると、「仮設物・建築物・構築物等」が49人と最も多く、はしご・脚立等の「用具」が22人と2番目に多く、「起因物なし」が16人と3番目に多くなっている。

年齢別傾向

- ・ 年齢が高くなるほど死傷者数が増える傾向がある。
- ・ 死傷者数は、40歳～49歳が29人、50歳～59歳が39人、60歳以上が60人となっている。

経験年数別傾向

- ・ 経験年数1年未満の労働者にかかる災害の構成比は、24.7%であった。
- ・ 経験年数の長い労働者の災害が多発傾向にある。
- ・ 経験年数10年以上の労働者にかかる災害の構成比は、33.1%であった。

月別傾向

- ・ 月別に死傷者数を見ると、2月が26人と最も多く、次いで1月が19人となっている。
- ・ 冬季(1月・2月)に積雪・凍結による「転倒」災害が多発する傾向がある。

事故の型別・起因物別傾向

- ・ 「仮設物・建築物・構築物等」を起因物とする「転倒」災害が最も多く(38人)、全体の21.3%を占めている。

事故の型別・男女別傾向

- ・ 男性の被災者は116人であり、全体の65.2%を占めている。
- ・ 「墜落・転落」災害、「はさまれ・巻き込まれ」災害及び「切れ・こすれ」災害の被災者は、男性が多い。
- ・ 女性の被災者は62人であり、全体の34.8%である。

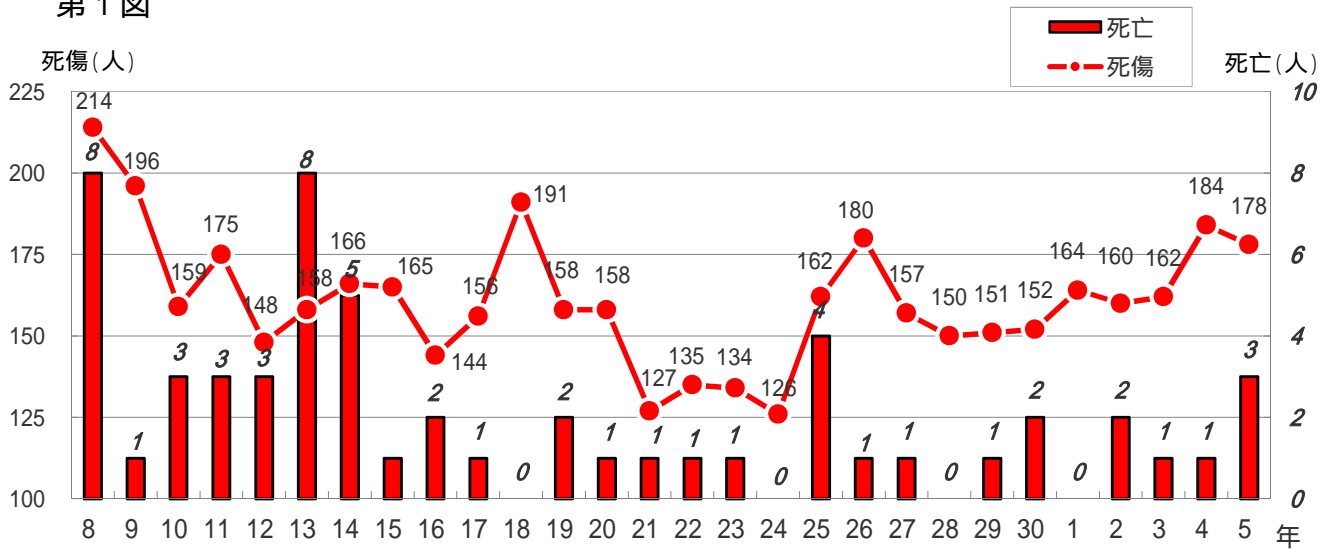
労働災害の推移・全産業傾向

1 労働災害発生状況の傾向

令和5年の死傷者数は178人で、対前年比で6人減少した。
死亡者数は3人となり、前年と比べて2人増加した。

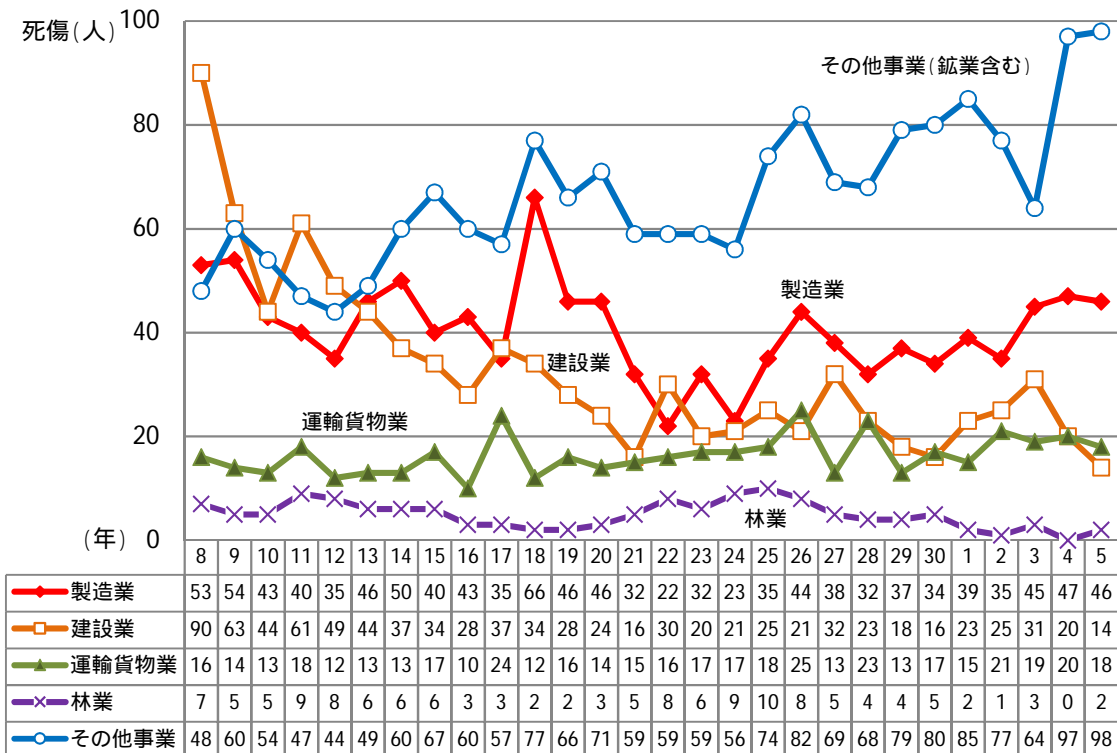
死傷災害(休業4日以上)と死亡災害の推移

第1図



第2図

業種別労働災害の推移

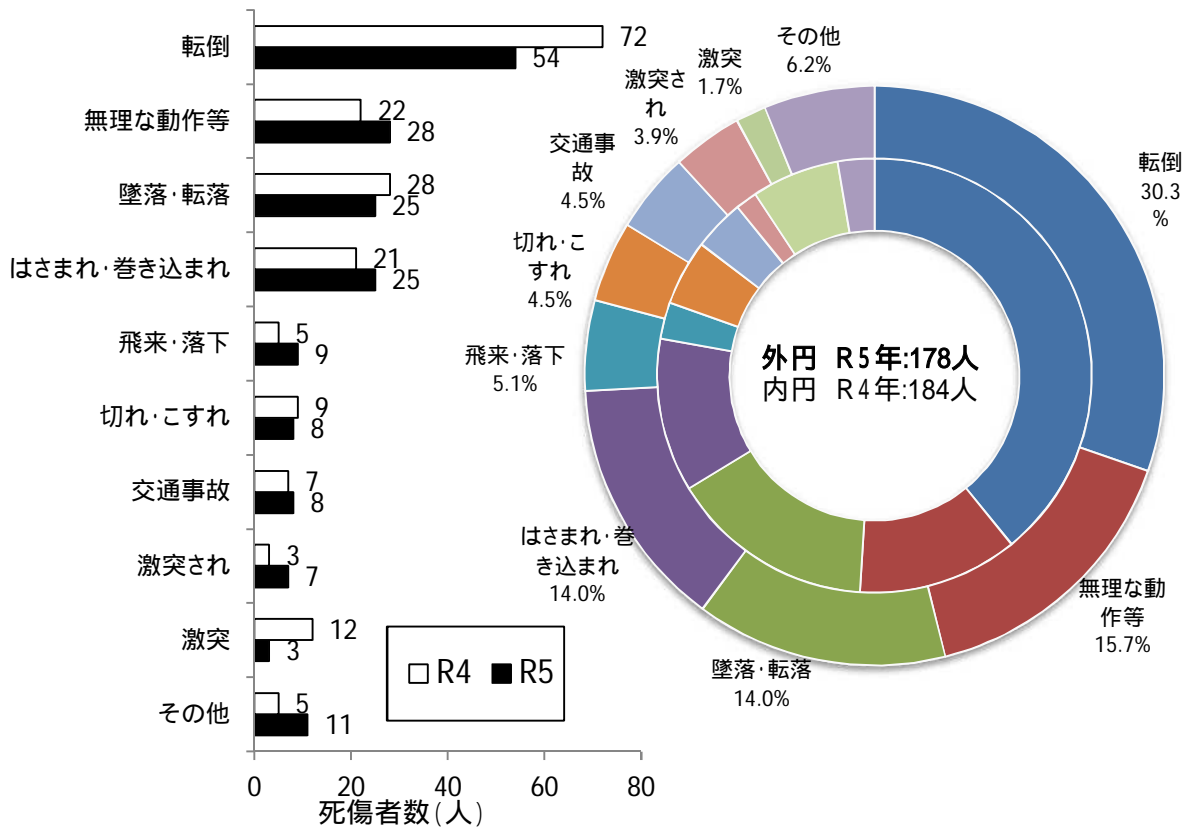


林業及びその他事業は増加したが、製造業、運輸貨物業及び建設業は減少した。

2 災害発生状況の前年比較

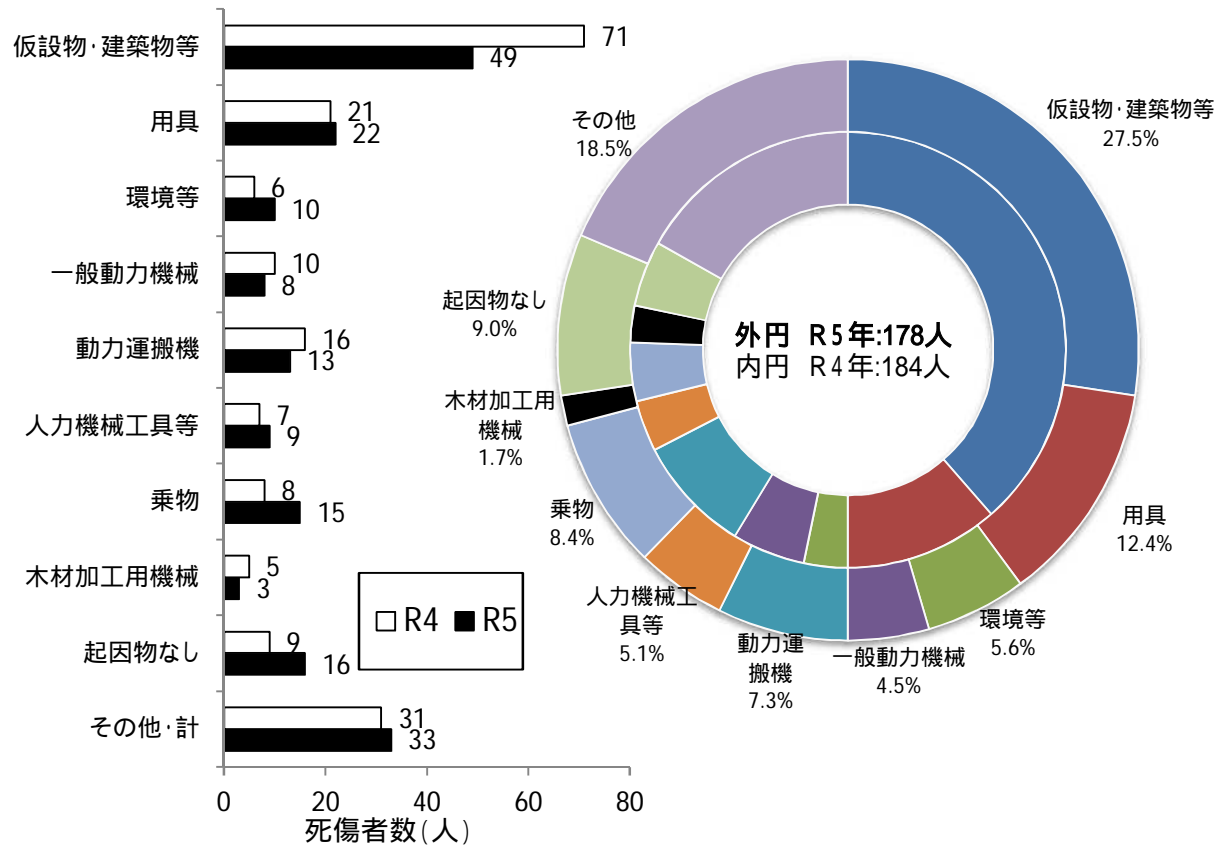
第3図

事故の型別発生状況(死傷者数と割合)



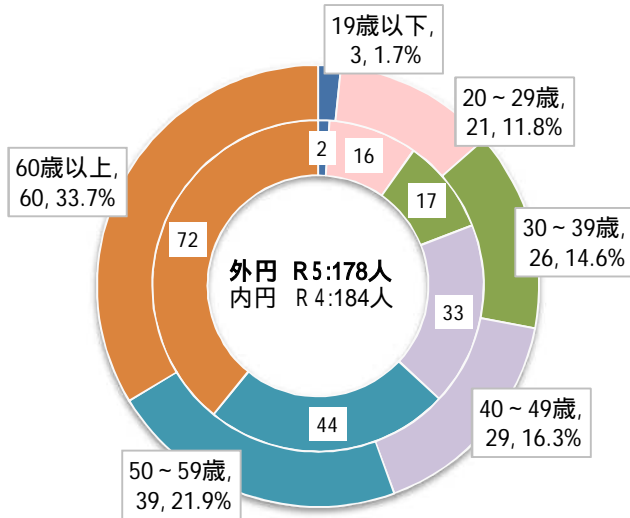
第4図

起因物別発生状況(死傷者数と割合)



第5図

年齢別発生状況



特徴

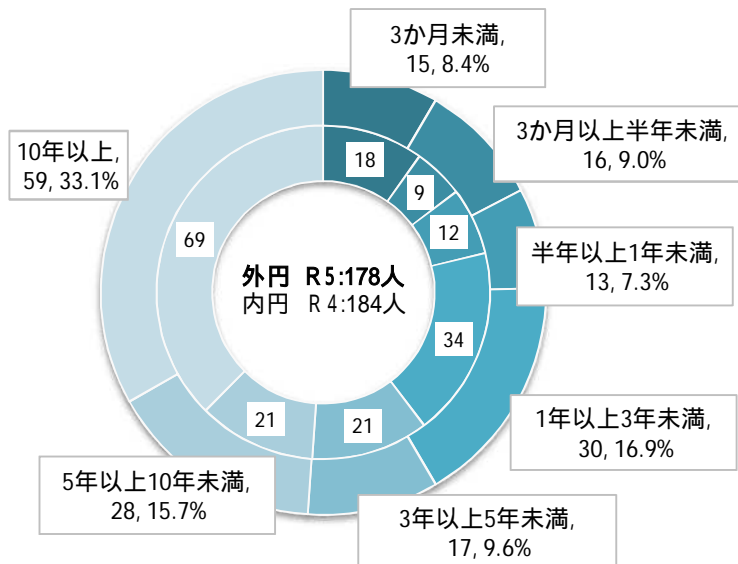
・60歳以上の死傷者数は、前年より12人減少し、構成比は33.7%となった。

・39歳以下の死傷者数は、前年より15人増加し、構成比は28.1%となった。

・中高年層の死傷者数は、前年より減少し、若年層の死傷者が前年より増加した。

第6図

経験期間別発生状況



特徴

・経験期間「10年以上」の災害は対前年10人減少し、59人となった。

・約半数(48.8%)が「5年以上」の経験期間を有している。

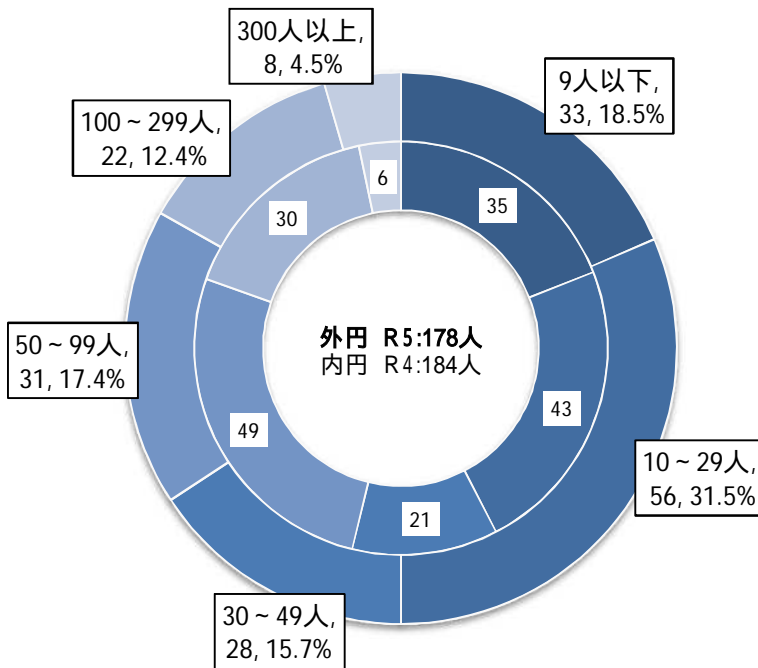
第1表

地域別業種別発生件数(大分類)

業種	地域	大町市	池田町	松川村	白馬村	小谷村	安曇野市	松本市梓川地区	総計
製造業		15	1	2			28		46
鉱業									0
建設業		3	3		2	1	5		14
運輸貨物業		4			4		10		18
林業		1					1		2
卸小売業		5	2	1	1		28		37
保健衛生業		3					11	2	16
旅館業		1			2	1	3		7
飲食業				1			2		3
その他接客娯楽		1					6		7
清掃・と畜業		1					1		2
上記以外		3	2	2	4		15		26
総計		37	8	6	13	2	110	2	178

第7図

事業場規模別発生状況



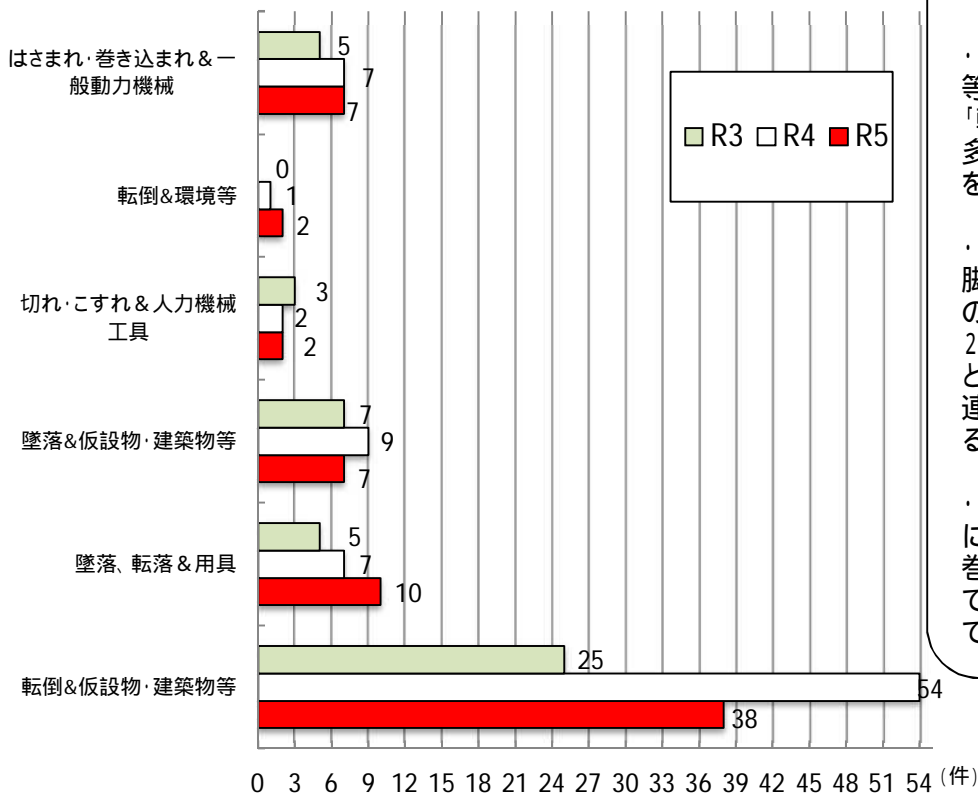
特徴

・「9人以下」が対前年2人減少、「50～99人」が18人減少、「100～299人」が8人減少となる一方、「10～29人」が13人増加、「30～49人」が7人増加、「300人以上」が2人増加となった。

・依然として小規模事業場における災害が多く、50人未満規模の発生比率は全体の65.7%となり、全体の6割以上を占めた。

第8図

主な事故の型・起因物別発生状況



特徴

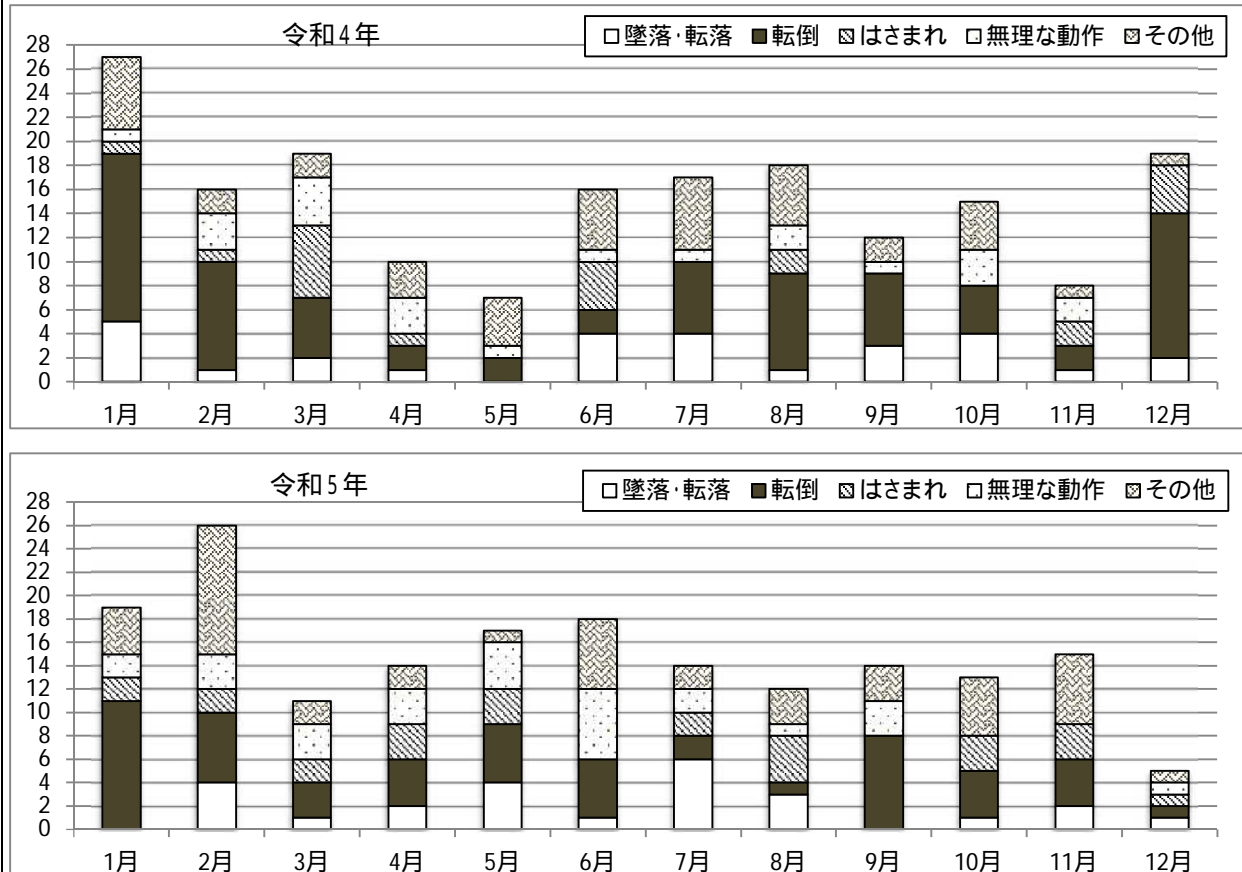
・「仮設物・建築物等」を起因とする「転倒」災害が最も多く、全体の21.3%を占めている。

・「用具(はしごや脚立を含む)」からの「墜落・転落」が2番目に多く、10件となっており、2年連続で増加している。

・「一般動力機械」による「はさまれ・巻き込まれ」は7件であり、前年と同数である。

第9図

月別・事故の型別発生状況

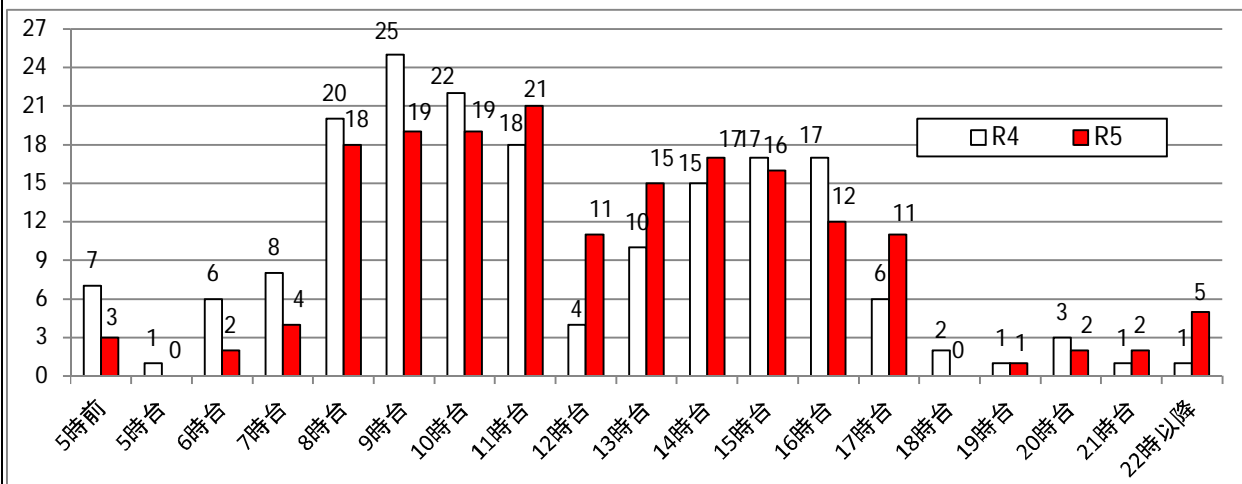


特徴

- ・ 令和5年は、冬季(1月・2月)を中心に凍結や積雪による転倒災害が多発した。
- ・ 令和5年は、1月・2月・6月に労働災害が多発した。
- ・ 転倒災害は、冬季以外にも発生している。

第10図

時間別発生状況



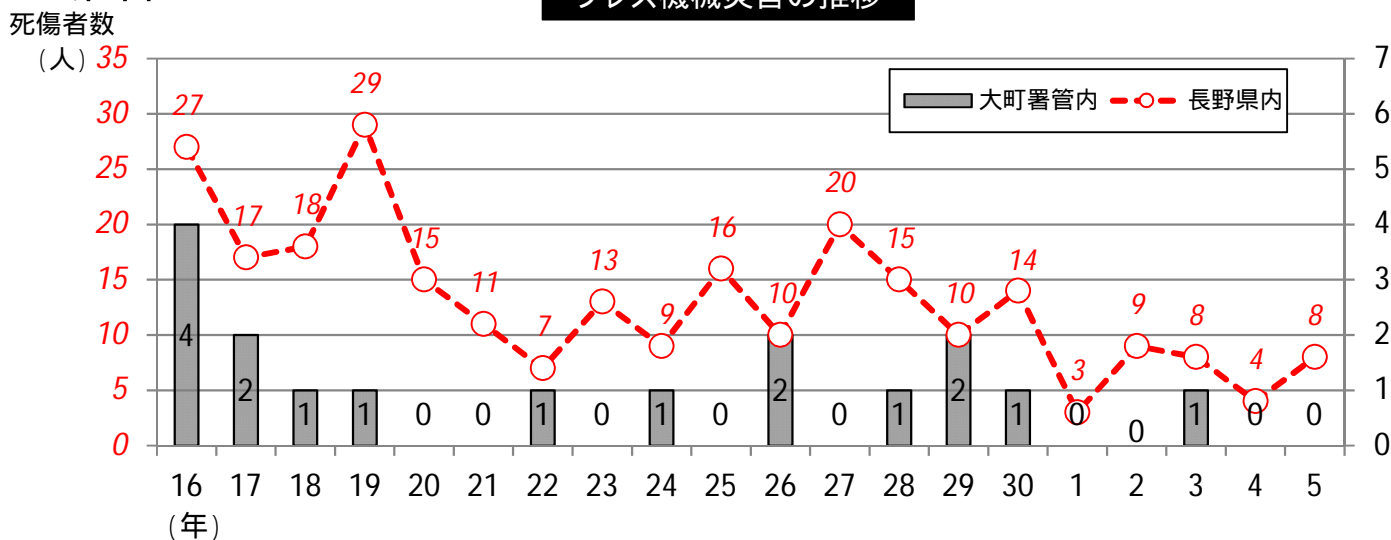
特徴

- ・ 8時台から11時台と、13時台から16時台に労働災害が多発している。
- ・ 昼間時間帯での災害が多く、午前中(7時～11時台:81人)の方が午後(13時～17時台:71人)より多く発生している。
- ・ 特に8時台から10時台の労働災害が多い。

プレス機械・木材加工用機械災害発生状況

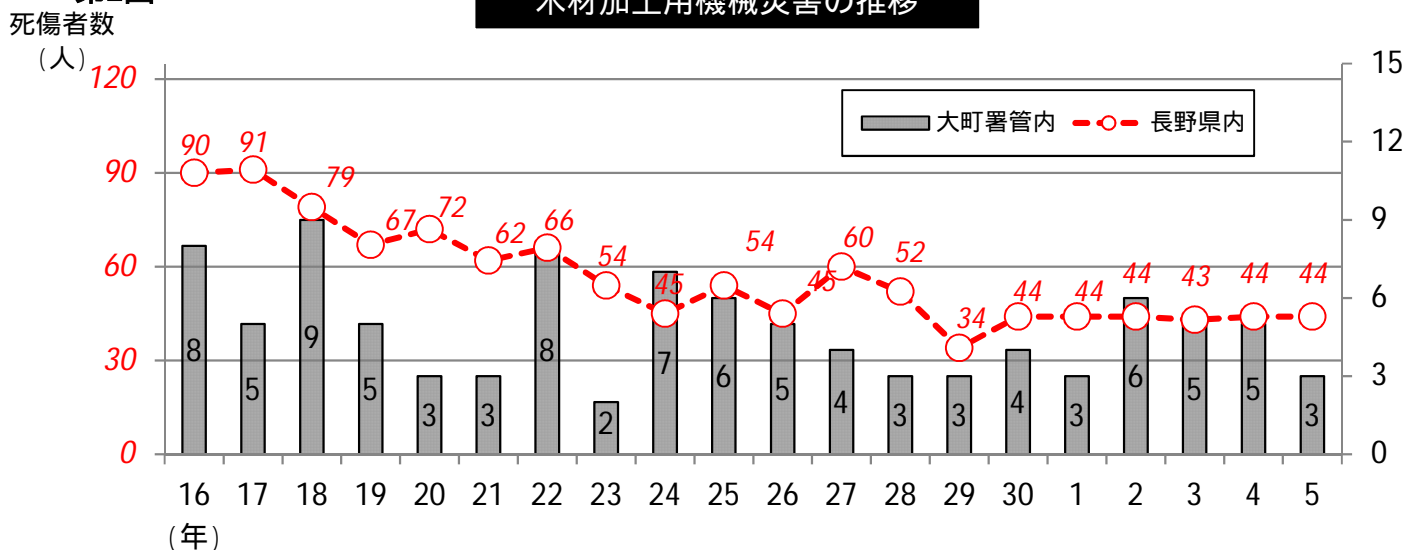
第1図

プレス機械災害の推移



第2図

木材加工用機械災害の推移



第1表

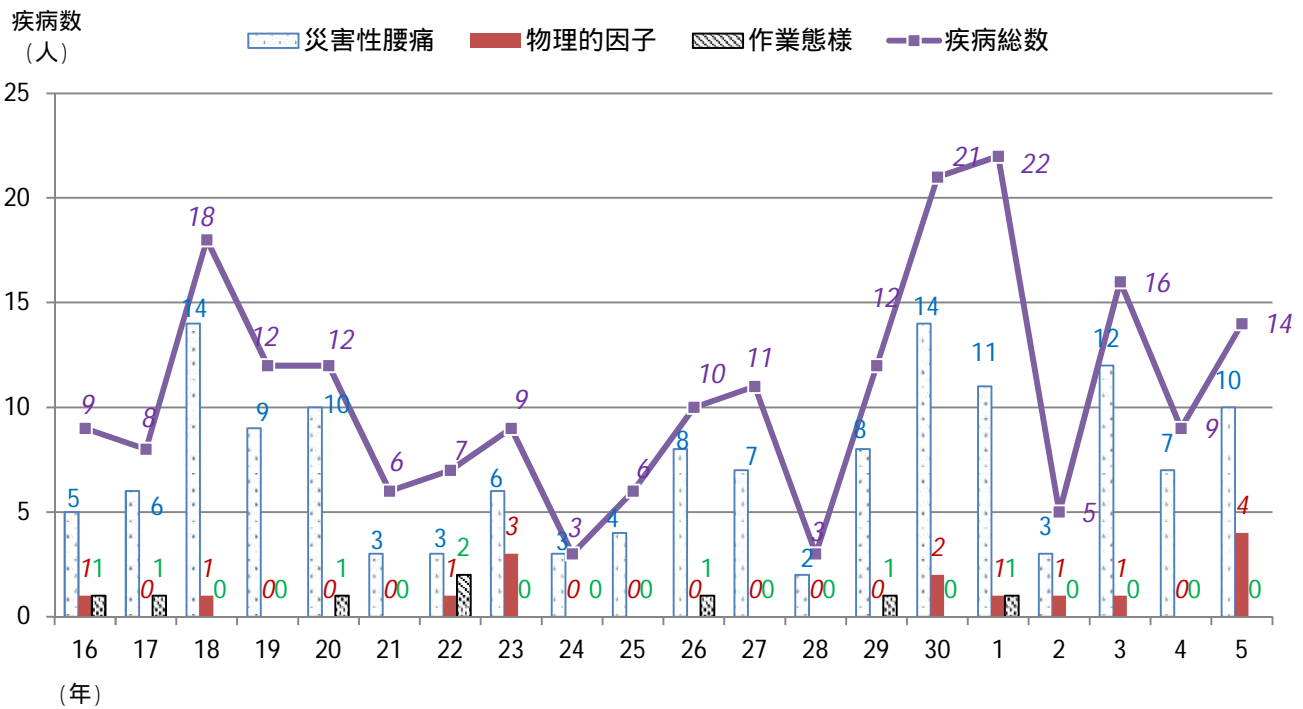
令和5年に発生した木材加工用機械災害の内訳

業種		製木材・造木製品業	建設業	林業	その他の業種	合計
丸のこ盤	定置式				1	1
	携帯用または可搬式		1			1
かんな盤	手押し式					0
	自動式					0
	携帯用または可搬式					0
帯のこ盤						0
木工フライス・ルーター・面取り盤						0
その他(木工旋盤・チェーンソー等)				1		1
合計		0	1	1	1	3

職業性疾病・健康診断結果

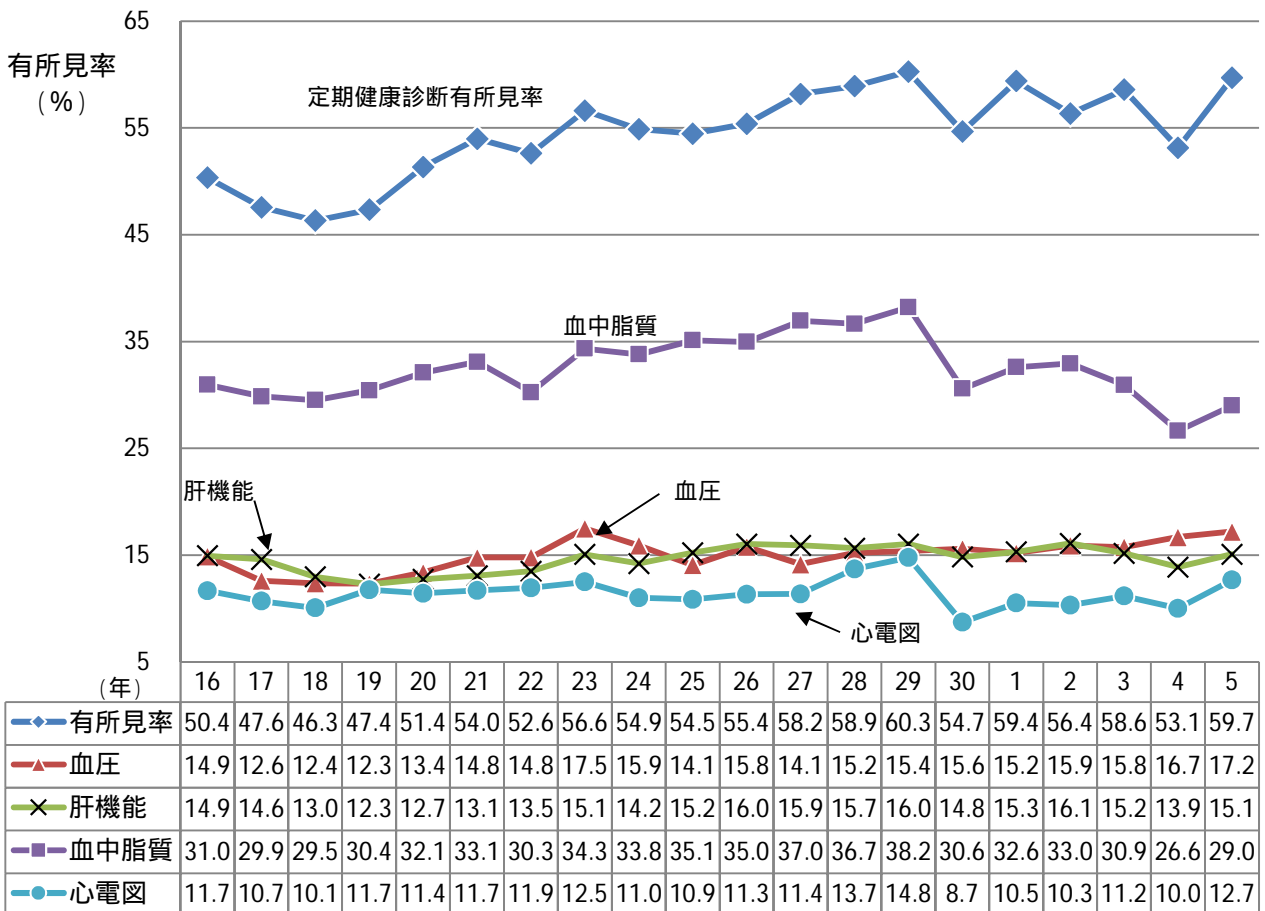
第1図

業務上疾病発生状況の推移



第2図

主な項目別有所見率の推移



製造業(46人)

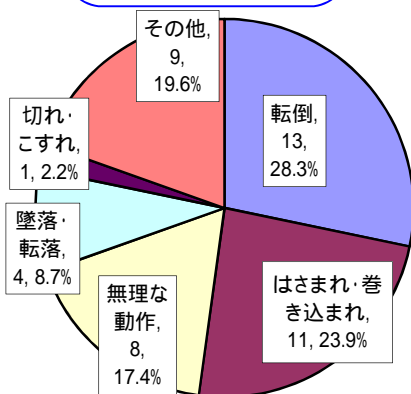
傾向と問題点

- ▶ 製造業においては、機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害が他業種に比べ多発する傾向にある。原因は様々であるが、清掃作業や調整作業を行う際、本来機械の運転を停止させるべきであるのに、機械の運転を停止せずに作業を行い、被災するケースが散見される状況である。製造業の「はさまれ・巻き込まれ」災害による死傷者数は11人で、うち1人が死亡しており、構成比は23.9%である。
- ▶ 「転倒」災害による死傷者数は13人で、前年の16人から3人減少した。
- ▶ 製造業全体の死傷者数は、対前年1人、率にして2.1%減少した。
- ▶ 製造業の中で最も災害の多かった業種は「食料品製造業」で、13人(対前年9人減少)であった。

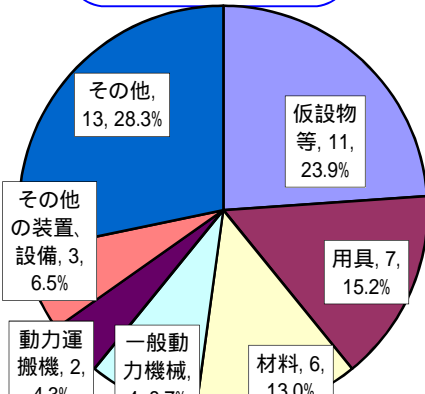


【事例】 稼働中の機械の安全扉下の開口部から、上半身を入れたところ、機械内部の上下に駆動する機構と、機械のフレームとの間に上半身を挟まれた。(30歳代/死亡)

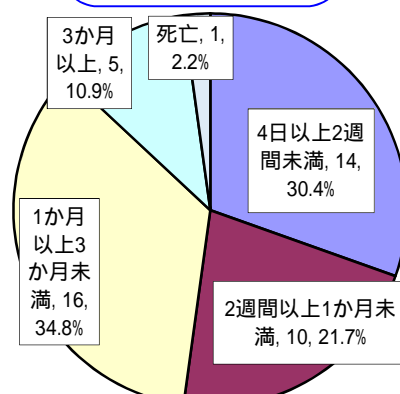
事故の型別



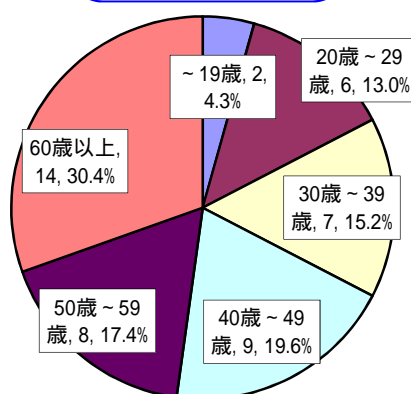
起因物別



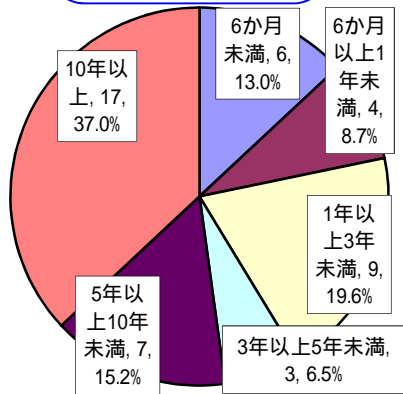
災害程度別



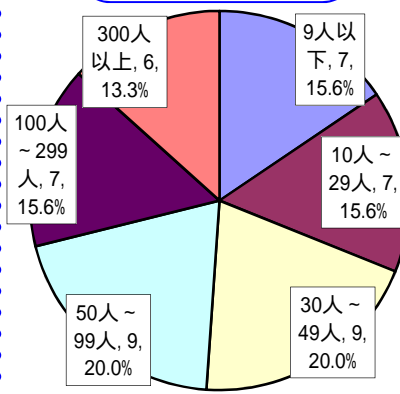
年齢別



経験期間別



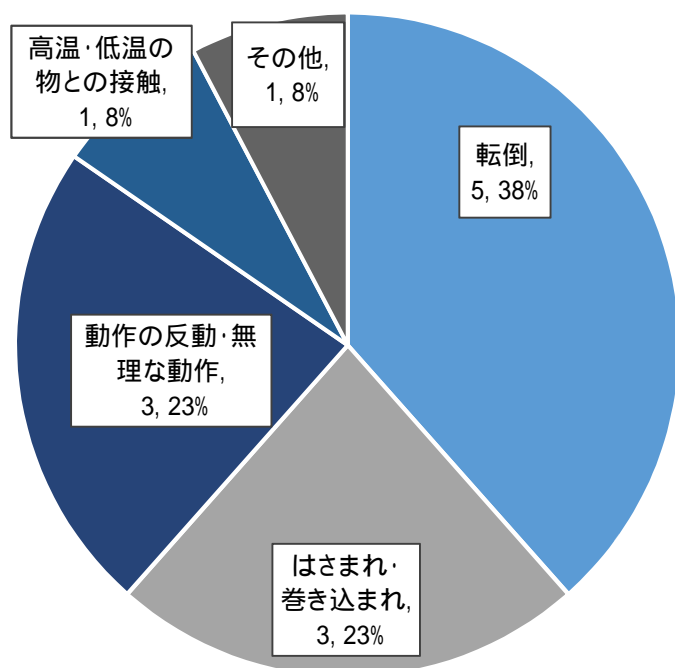
事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 「はさまれ・巻き込まれ」災害において障害の残る重篤な災害が依然として発生していることから、特に、機械を停止して行う調整等作業において本質的な安全対策の実施の可否を確認し、停止措置のみによる場合には確実にその措置を履行させる必要がある。
- ▶ 転倒災害を防止するための対策として、作業通路の安全化や4S(整理、整頓、清掃、清潔)活動の実施などにより転倒災害の危険因子を除去する。冬季においては、通路や駐車場の除雪や融雪剤の散布を行う。
- ▶ 若年齢労働者を中心に経験の浅い労働者に対しては、危険の「見える化」活動(危険のポイントの掲示、危険体感教育等)を通じて、基本的なルールの遵守の重要性などを教育し、安全衛生意識を向上させるための活動を継続的に行っていく必要がある。

食料品製造業の災害傾向



- ▶ 「食料品製造業」(死傷者数 13 人)の事故の型別災害発生状況は左グラフのとおりであり、「転倒」が5人、「はさまれ・巻き込まれ」が3人、「動作の反動・無理な動作」が3人、「高温・低温の物との接触」が1人であった。
- ▶ 「転倒」(5人)の起因物は、「通路」が4人、「階段」が1人であった。
- ▶ 「動作の反動・無理な動作」の3人はそれぞれ、重い物を持ち上げようとして腰を痛めたもの、同様の作業で首を痛めたもの、装置の下をくぐるために床に手をつけて手を痛めたもの。

林業(2人)

傾向と問題点

- ▶ 当署管内の林業における休業4日以上死傷者数は、対前年比で2人増加し、2人となった。
- ▶ 起因物については、チェーンソー、刈払機でそれぞれ1人であった。



【事例】 カラマツの伐倒作業中、右手でチェーンソーを持ち、左手でくさびを切り口に差し込んだところ、惰性で回転していたチェーンソーにくさびが接触し、左手がはじかれてチェーンソーの刃に当たった。(60歳代 / 休業見込み3か月)

重点的に実施すべき対策

- ▶ 伐木作業を開始する前に、伐倒予定木を確認するのみでなく、周囲の状況や枯木・つるがらみ等の有無などを調査、記録したうえで、適切な伐採方法の選択や退避場所の選定、かかり木処理の方法、応急措置等に係る作業計画を作成することを徹底する(平成31年2月12日公布の改正労働安全衛生規則)。
- ▶ チェーンソーによる伐木等の業務については、対象となる労働者に特別教育を適切に受講させ、下肢の切創防止用保護衣(防護ズボン・チャップス等)の着用を徹底する。
- ▶ 「かかり木の処理の作業における労働災害防止のためのガイドライン」に基づく、かかり木の処理を徹底する。
- ▶ 車両系木材伐出機械等については、労働安全衛生規則に定める事項を遵守し、適切な管理を行う。特に、事前に作業計画を作成し、特別教育を受講した者が確実に運転する必要がある。

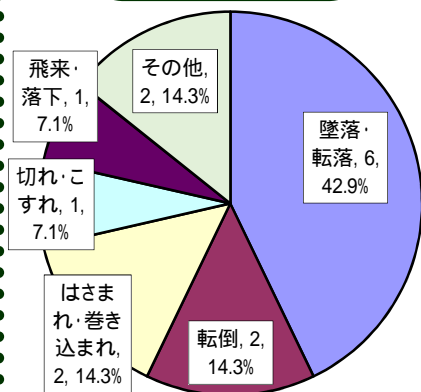
建設業(14人)

傾向と問題点

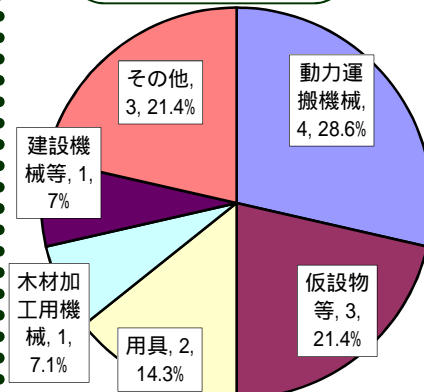
- ▶ 建設業全体の死傷者数は、対前年比で6人、率にして30.0%減少した。
- ▶ 「墜落・転落」災害は、屋根や脚立からのほか、トラックの荷台からの墜落災害も発生している。
- ▶ 死傷者数の内訳は、土木工事業で4人、建築工事業で5人(うち木造建築業で3人)、設備工事業で5人となった。

【事例】高所作業車を使用して道路沿いの電気設備工事業中、道路を通過したダンプと、高所作業車のブームが接触し、高所作業車に乗っていた労働者が、衝撃でバケットから投げ出され、高さ約4mの位置から地上へ落下した。(50歳代 / 休業見込み6か月)

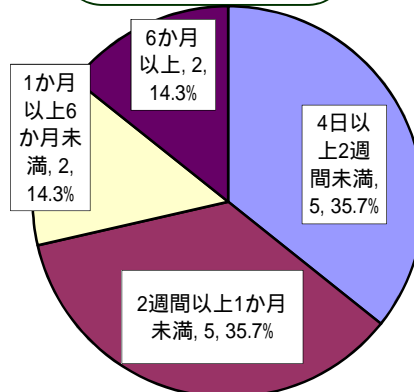
事故の型別



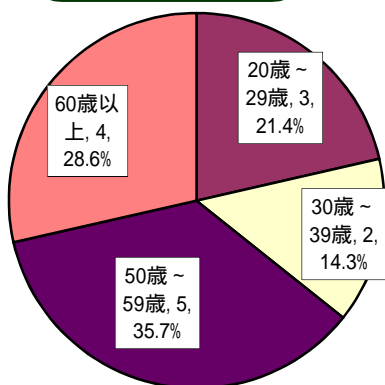
起因物別



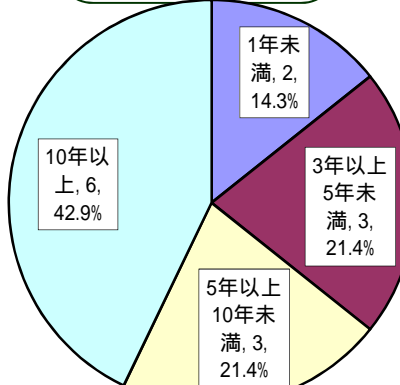
災害程度別



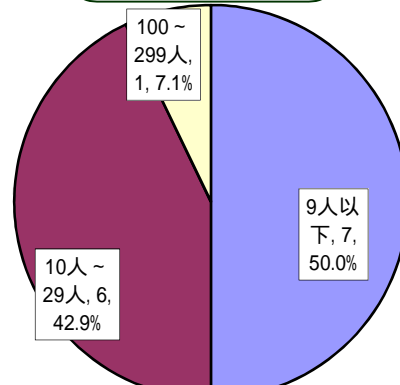
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 「墜落・転落」災害を防止するため、足場の墜落防止措置は法定措置だけでなく、「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」で示されている「より安全な措置」を講じる。また、はしご、脚立等の安全な使用、墜落制止用器具(安全帯)の使用等を徹底する。
- ▶ 重機や移動式クレーン使用時には作業計画を定め、関係労働者に周知し、作業計画により作業を行う。
- ▶ クレーン機能付きドラグ・ショベルで荷をつるときは、必ずクレーンモードに切り替えて作業を行う。
- ▶ 高齢者に配慮した施工方法・作業方法、安全な通路の設置などを採用するとともに、経験期間10年以上のベテラン層の災害が4割を占めていることから、安全衛生活動がマンネリ化しないよう意識の涵養を図る。

運輸貨物業(18人)

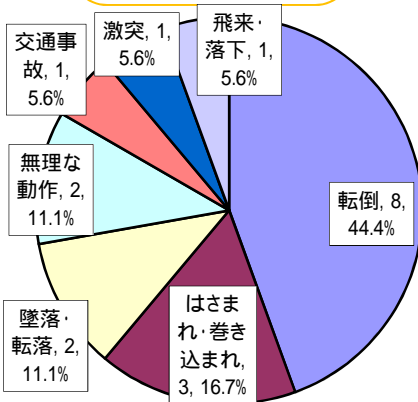
傾向と問題点

- ▶ 運輸貨物業には「道路貨物運送業」のほか、当署管内特有の産業である「索道業」(スキー場)が含まれる。
- ▶ 運輸貨物業全体で対前年2人減少した。業種別内訳は、「道路貨物運送業」で12人(対前年4人減少)、「索道業」で5人(対前年3人増加)、道路旅客運送業で1人(前年比横ばい)である。
- ▶ 「道路貨物運送業」においては、「墜落・転落災害」による死傷者が2人となった。
- ▶ 「転倒」災害の死傷者は8人で、対前年5人増加した。

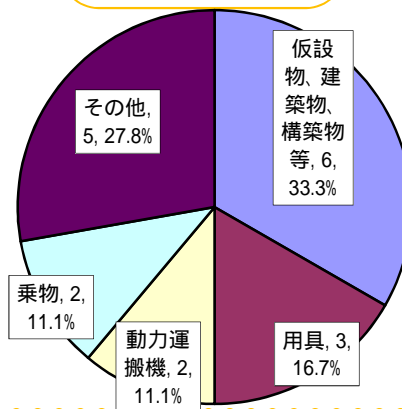


【事例】 フォークリフトで持ち上げたパレット上の荷物を、トラックの荷台に移動させるため、パレット上の荷物を引っ張り、トラックの荷台に戻ろうとした際に、足を踏み外し、パレットから地面に墜落した。(30歳代/休業見込み1か月)

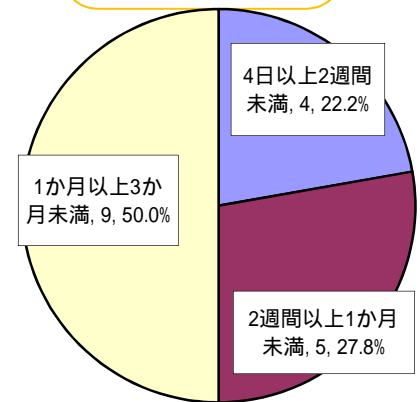
事故の型別



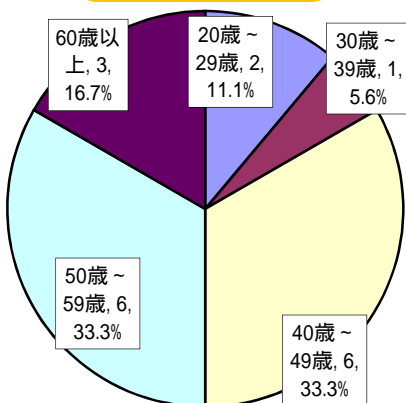
起因物別



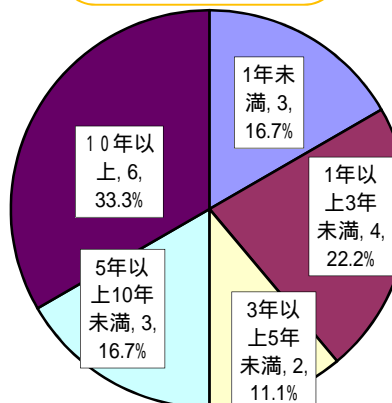
災害程度別



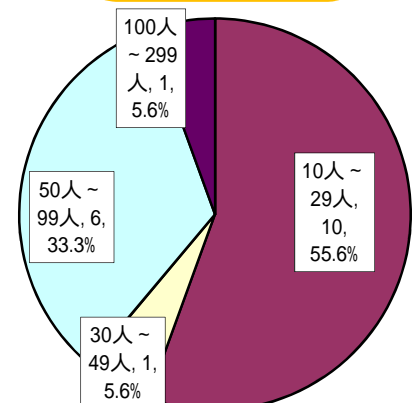
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 道路貨物運送業において、荷役作業場所における「墜落・転落」、「転倒」災害を防止するため、安全な作業床、昇降設備や必要な照明・標識等を設置する。
- ▶ 道路貨物運送業において、交通労働災害防止のためのガイドラインに基づき、管理体制の確立・整備、適切な労働時間の把握管理、交通KYなどの安全教育の実施などを推進する。
- ▶ 索道業において、経験の浅い季節雇用労働者による労働災害を防止するため、雇入時教育等を確実に実施し、スキー等によるパトロール中や移動中における転倒災害防止対策を周知・徹底させる。
- ▶ 索道業において、スキー場における危険箇所の洗い出し等を行い、関係労働者に周知し、また、危険予知活動などを取り入れて安全衛生意識の高揚を図る。
- ▶ 荷の積卸し等の重筋業務について身体の負担を軽減する機械等の普及を図る。

卸売業又は小売業(33人)

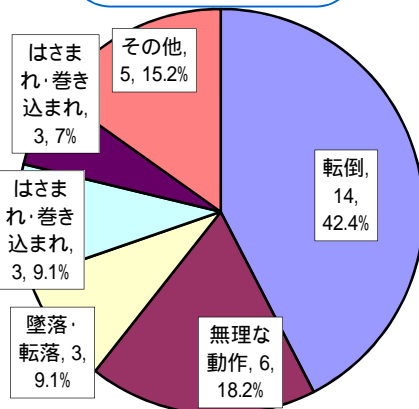
傾向と問題点

- ▶ 卸・小売業の災害は、事業場施設内での災害が多い。
- ▶ 安全管理者の選任義務がない事業場においては、安全担当者が明確に定まっておらず、従事する労働者の安全衛生意識も希薄な場合がみられる。
- ▶ 全体の男女別では男性 16 人、女性 17 人であった。転倒災害の死傷者 14 人のうち 10 人は女性である。
- ▶ 卸・小売業全体では対前年 8 人減少した。業種別では、「小売業」で 29 人、「卸売業」で 4 人であった。

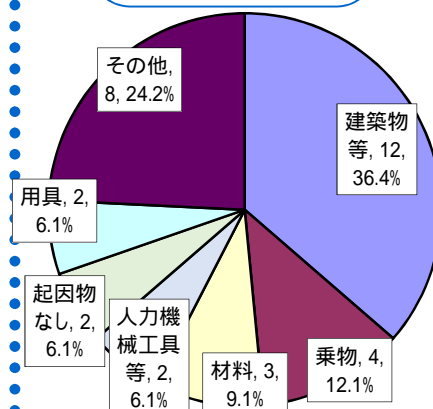


【事例】店舗駐車場において、出勤のため車から降りて店舗に向かう途中、凍結した箇所転倒し、背中・腰を負傷した。(50 歳代 / 休業見込み 2 か月)

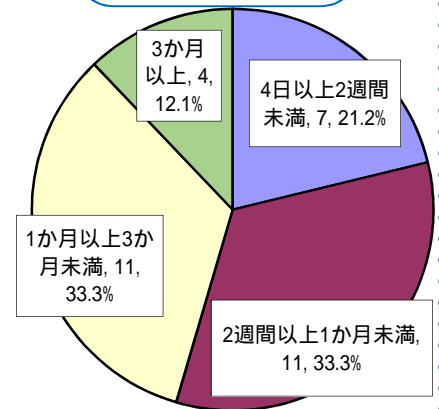
事故の型別



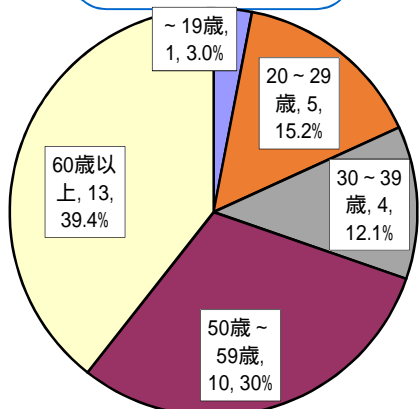
起因物別



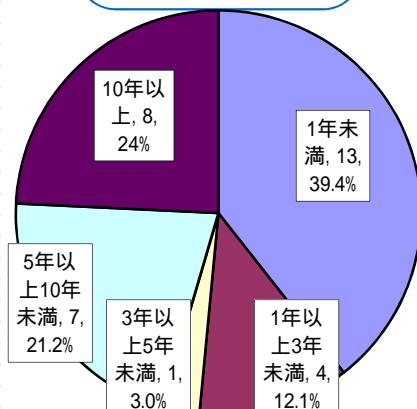
災害程度別



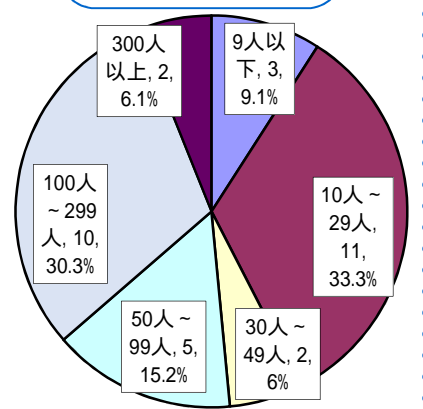
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 安全管理体制を構築し、組織として災害防止を推進する必要がある。
- ▶ 転倒災害を防止するため、施設内通路の整備や手すりの設置などの設備対策の実施、滑りにくい靴の着用の徹底などを実施する(特に高齢労働者への配慮に留意)。
- ▶ 重量物取扱作業では、機械による自動化や、台車・昇降装置の使用により省力化を図る。
- ▶ 労働者の安全衛生意識を向上させるための活動として、危険予知活動や4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動等労働者参加型の活動を展開する(床面の水濡れ等の小まめな清掃、通路等の確保などの意識付け)。
- ▶ 安全作業マニュアルを店舗従業員に周知教育する必要がある(切創防止手袋等安全保護具の確実な使用)。
- ▶ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」に基づき、本社・店舗それぞれの対策を行う。

保健衛生業(16人)

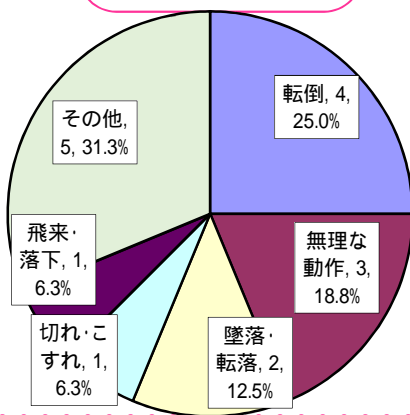
傾向と問題点

- ▶ 保健衛生業の労働災害は、主に「社会福祉施設」において発生している。
- ▶ 業種別では、「社会福祉施設」で13人、「医療保健業」で2人、「浴場業」で1人であった。
- ▶ 保健衛生業全体で対前年1人減少した。
- ▶ 社会福祉施設においては、通路の凍結や段差等による「転倒」災害や、利用者の介護等において、利用者の重量や予想外の動きが起因して発生する「動作の反動・無理な動作」による災害が発生しており、いずれも死傷者数は3人である。

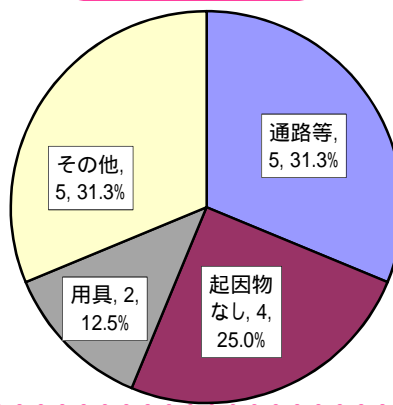


【事例】特別養護老人ホームで、利用者を車いすからベッドへ移し、利用者の身体の向きを変えようと力を入れたところ、左足を捻って負傷した。(40歳代/休業見込み2か月)

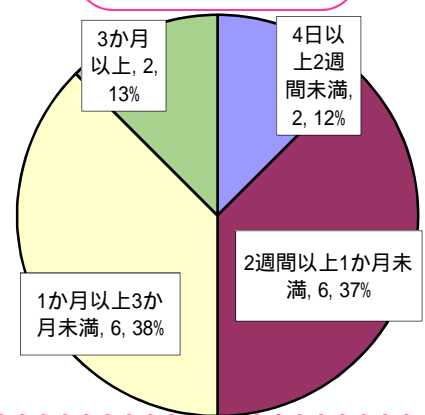
事故の型別



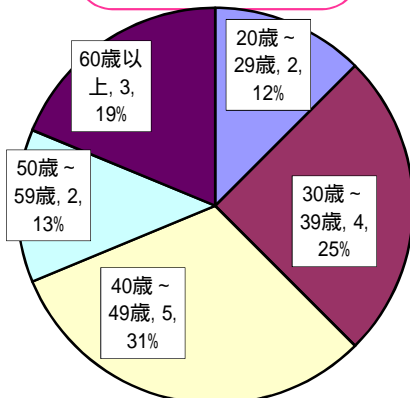
起因物別



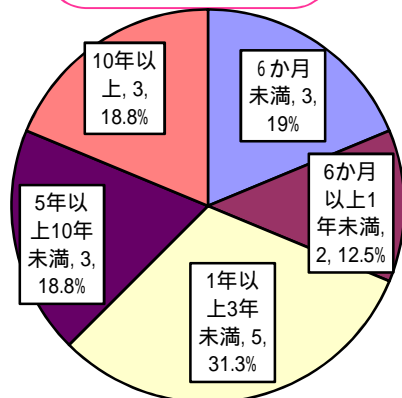
災害程度別



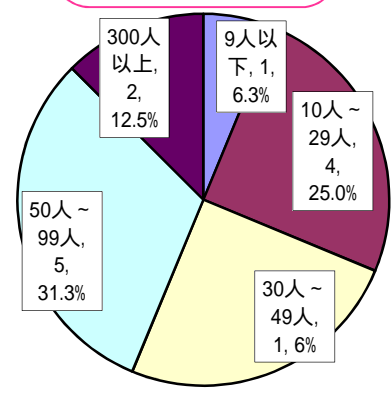
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 転倒災害を防止するため、通路の除雪・融雪剤の散布や、段差の解消・手すりの設置などの設備対策の実施、滑りにくい靴の着用の徹底などを実施する必要がある。
- ▶ 腰痛災害の原因は特定の要素によるものではなく、さまざまな要素が重なって起こるものであることを踏まえ、過去に発生した腰痛災害事例及びヒヤリハット事例を基にリスクアセスメントを実施し、各作業に潜むリスクを洗い出し、労働衛生3管理の原則(作業環境管理・作業管理・健康管理)を踏まえ、それぞれに対応するリスク低減措置を講じる必要がある。
- ▶ 腰痛予防にかかる具体的な対策としては、各作業において腰に負担をかけないための正しい作業姿勢の周知・徹底、腰痛予防体操の実施、腰部に負担の少ない介助法の実施(福祉用具・介護用品等の利用を含む)等が挙げられる。このほか「職場における腰痛予防対策指針」に基づき対策を講じる必要がある。

接客娯楽業(17人)

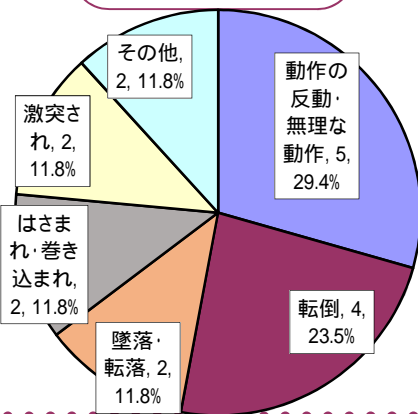
傾向と問題点

- ▶ 接客娯楽業のうち、当署管内において主となる業種は「旅館業」及び「ゴルフ場」である。
- ▶ 接客娯楽業全体では、死傷者数は前年より1人増加した。
- ▶ 業種別の死傷者数は、「旅館業」で7人、「飲食店」で3人、「ゴルフ場」で3人であった。
- ▶ 「転倒」による死傷者数は4人で、前年より3人減少した。
- ▶ 「動作の反動、無理な動作」による災害は、作業行動に起因する腰痛等である。
- ▶ 「墜落・転落」災害は、階段や脚立等からの墜落災害である。

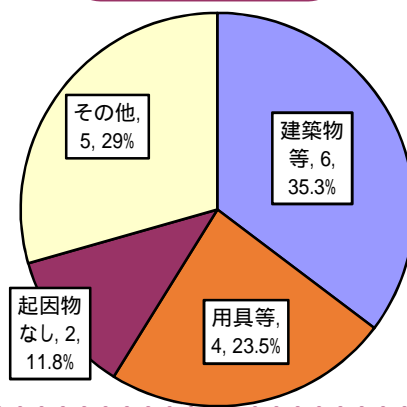


【事例】 ゴルフ場の整備のため松の伐採作業を行っていたところ、予期せぬ方向に松が倒れ、退避距離を誤ったため倒木に巻き込まれて負傷した。(40歳代 / 休業見込み6か月)

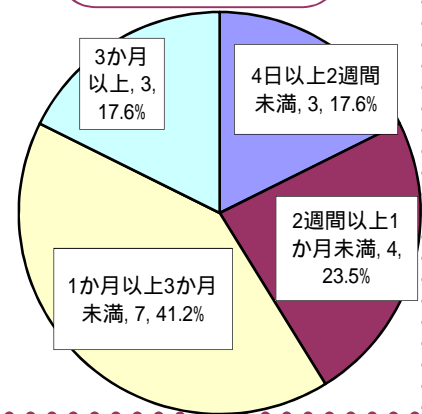
事故の型別



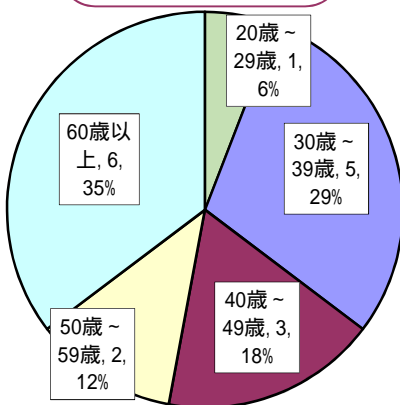
起因物別



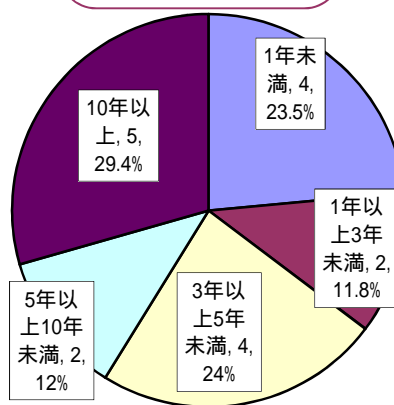
災害程度別



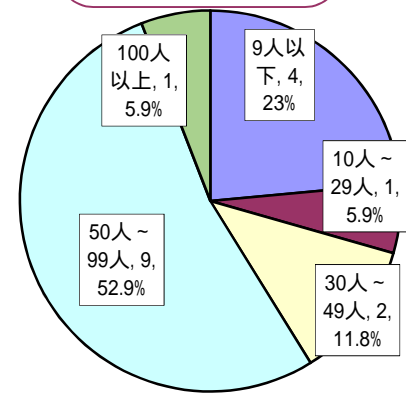
年齢別



経験期間別



事業場規模別



重点的に実施すべき対策

- ▶ 「旅館業」及び「飲食店」においては、他の業種（製造業や建設業等）と異なり、安全管理者の選任義務がない事業場において、安全担当者が明確に定まっていない組織体制であることが少なくないため、「安全推進者の配置等に係るガイドライン」に基づいて安全推進者を配置し、経営トップが率先して安全担当者に安全管理を実施させるところから始めていく必要がある。
- ▶ 「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の内容に基づき、4S活動（整理・整頓・清掃・清潔）の徹底、ヒヤリハット活動による危険箇所の共有、除去、朝礼時等での安全意識の啓発などを実施する必要がある。

労働安全衛生行政関係ホームページ

- ◆ 厚生労働省 <https://www.mhlw.go.jp/>
サイト内で、

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 施策情報 > 安全・衛生

から、ご覧ください。「施策紹介」として以下の情報を掲載しています。

- ▶ 安全衛生関係主要様式

「各種健診結果報告書」「労働者死傷病報告」等の安全衛生関係様式が入手できます。
機械で読み取りを行うため、印刷に使用する用紙については、白色度 80% 以上の用紙をご使用願います。また、印刷した用紙をコピーして使用しないでください。

- ▶ 安全衛生関係リーフレット等一覧

各種リーフレット・パンフレット・資料等が PDF データで入手できます。

- ▶ リスクアセスメント等関連資料・教材一覧

> 分野別情報 からご覧ください。業種別や作業別、化学物質のリスクアセスメントなどの解説や事例が掲載されています。

- ◆ 職場のあんぜんサイト <https://anzeninfo.mhlw.go.jp/>
全国の労働災害統計・労働災害事例等を閲覧できます。

- ◆ 労働安全衛生法関係の届出・申請等帳票印刷に係る入力支援サービス

<https://www.chohyo-shien.mhlw.go.jp/> で検索

労働者死傷病報告、定期健康診断結果報告書、心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書(ストレスチェック)、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医選任報告を監督署に提出する際に誤入力・書類の添付忘れを防ぐことができます。

- ◆ こころの耳 <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト。メンタルヘルスに関する様々な情報が掲載されています。

- ◆ 長野労働局 <https://jsite.mhlw.go.jp/nagano-roudoukyoku/>

- ▶ 長野県内の労働災害統計・死亡災害事例

ホーム > 事例・統計情報 > 災害統計・事例

長野県内で発生した労働災害の各年統計や死亡災害の各年統計及び事例を掲載しています。
また、令和3年10月以降、死亡災害等速報を掲載しております。死亡災害等速報には、「再発防止のためのポイント」を記載しておりますので、同種災害の防止のためにご活用ください。

- ▶ 労働基準監督署からのお知らせ

ホーム > ニュース&トピックス > 労働基準監督署からのお知らせ

長野労働局管内の各労働基準監督署からのお知らせを掲載しています。

- ▶ 各種安全衛生対策等

ホーム > 各種法令・制度・手続き > 安全衛生関係

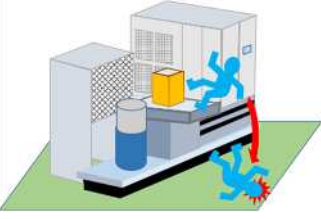

事故の型分類表

分 類	説 明
墜落, 転落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。乗っていた場所がぐずれ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。車両系機械などとともに転落した場合を含む。交通事故は除く。感電して墜落した場合には感電に分類する。
転倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまずきまたはすべりにより倒れた場合等をいう。車両系機械などとともに転倒した場合を含む。交通事故は除く。感電して倒れた場合には感電に分類する。
激突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等に人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。車両系機械などとともに激突した場合を含む。交通事故は除く。
飛来, 落下	飛んでくる物、落ちてくる物等が主体となって人にあたった場合をいう。研削といしの破裂、切断片、切削粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
崩壊, 倒壊	堆積した物(はい等も含む)、足場、建築物等がぐずれ落ちまたは倒壊して人にあたった場合をいう。立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
激突され	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合を含む。交通事故は除く。
はさまれ, 巻き込まれ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態をつぶされ、ねじられる等をいう。プレス of 金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。ひかれて巻き込まれる場合を含む。交通事故は除く。
切れ, こすれ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
踏み抜き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。床、スレート等を踏み抜いたものを含む。踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
おぼれ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。
高温・低温の物との接触	高温または低温の物との接触をいう。高温または低温の環境下にはく露された場合を含む。 〔高温の場合〕: 火炎、アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。炉前作業の熱中症等高温環境下にはく露された場合を含む。 〔低温の場合〕: 冷凍庫内等低温の環境下にはく露された場合を含む。
有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、一酸化炭素中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧、低気圧等有害環境下にはく露された場合を含む。
感電	帯電体にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〔起因物との関係〕: 金属製カバ、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
爆発	圧力の急激な発生または解放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。破裂を除く。水蒸気爆発を含む。容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〔起因物との関係〕: 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器装置等に分類する。容器、装置等から内容物が取り出されまたは漏れ出した状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
破裂	容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。圧かきを含む。研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来落下に分類する。 〔起因物との関係〕: 起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンプ、化学設備等がある。
火災	〔起因物との関係〕: 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
交通事故(その他)	交通事故のうち、船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
動作の反動, 無理な動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因して、すじをちがえる、くじき、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落、転倒等に分類する。
その他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
分類不能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。

死亡災害事例

“ 労災による死亡者を、悲しみをゼロに ”

大町労働基準監督署

<p>災害発生月</p>	<p>令和5年7月</p>
<p>事業の種類</p>	<p>ビルメンテナンス業</p>
<p>災害の概要 (注1)</p>	<div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="margin-left: 20px;"> <p>被災者1名で空調設備の保守点検作業をしていたところ、足を踏み外し、設備架台から墜落した。 作業時、被災者は保護帽(ヘルメット)未着用であった。また、脚立等安全に昇降するための設備を設けていなかった。</p> </div> </div>
<p>災害防止のためのポイント (注2)</p>	<p>作業方法を計画・検討する段階において、墜落危険箇所において、行い得る作業を洗い出し、より安全な作業方法を採用すること。</p> <p>高さ2メートル未満の箇所(以下「低所」という。)であっても、墜落のおそれがある箇所で作業する際は、囲い、手すり、覆い等を設けることが望ましい。</p> <p>墜落のおそれがある箇所で作業する際は、保護帽(ヘルメット)を必ず着用すること。また、保護帽は衝撃吸収材を備えた「墜落時保護用」を使用し、あご紐をしっかりするなど、正しく使用すること。</p> <p>高さ1.5メートルを超える箇所で作業を行う際は、労働者が安全に昇降するための設備を設けること。また、高さ1.5メートル未満の場合についても同様な措置を講じるよう配慮すること。</p> <p>○ 日常的なヒヤリハット活動、安全衛生教育等の実施により労働者の危険感受性を向上させること。</p> <p>(関係指針・ガイドライン・通達等)</p> <p>その保護帽(産業用ヘルメット)正しく使用していますか(長野労働局松本監督署) hogobou20210930-matsumoto.pdf (menlosecurity.com)</p> <p>低所から墜落、転落による死亡災害は、毎年全国で複数件発生しています。そのうち、保護帽を着用していなかった、または適切に使用していなかったものは多数認められます。低所での作業であっても、一度発生すると、重篤災害に繋がる可能性があることを十分理解いただき、安全対策を徹底していただきますようお願いいたします。</p> 
<p>長野労働局は、“労災による死亡者を、悲しみをゼロに”を合言葉に、死亡災害の撲滅を目指し、労働災害防止対策を推進しています。</p> <p>令和3年10月以降、死亡災害等速報を長野労働局のホームページに掲載しておりますので、参考にしてください。</p>	



大町労働基準監督署

〒398-0002 長野県大町市大町 2943 - 5 大町地方合同庁舎 4 階
電話：0261-22-2001 FAX：0261-22-0369